

【公文書管理法】

- 第34条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

【公文書管理法施行5年後見直しに関する検討報告書】（平成28年3月公文書管理委員会）

- 地方公共団体における文書管理の促進に当たっては、地方公共団体ごとに文書管理の実情や住民のニーズが異なっていることを前提に、多様な形態の取組を支援していくことが重要である。地方公共団体の参考となる様々な取組の情報収集・提供や、システム整備・専門職員の不足といった実務的な課題の相談等、地方公共団体の文書管理業務について国や国立公文書館が積極的に支援し、普及・啓発を実施することについて検討すべきである。

【内閣府の最近の取組】

- 都道府県に対しアンケート調査を実施（令和3年2月）。3月に調査結果を踏まえた情報提供。

（調査項目）

- ①公文書管理委員会等の設置状況 ⇒ 11団体で設置
※条例等の制定状況は総務省、公文書館等の設置状況は総務省と国立公文書館がそれぞれ調査。
- ②新型コロナウイルス感染症対策に係る文書の対応状況 ⇒ 次ページ参照
- ③国への要望事項 ⇒ 次ページ参照

- 公文書管理に関する国・地方自治体オンラインフォーラム（令和3年度新規事業、8月と1月頃を予定）

- ・ 公文書のデジタル化、地方公共団体における公文書管理 等を テーマに実施
- ・ 対象者は都道府県・政令市の公文書管理担当官を想定

地方公共団体へのアンケート調査結果概要と対応

【新型コロナウイルス感染症対策に係る文書の対応状況】

(具体例)

- ・新型コロナウイルス感染症に対する県の対応に係る文書は、他の事項に係る文書のファイルとは別に編綴し、ファイルの名称には「新型コロナウイルス感染症」の文言を含むようにしている。また、保存期間を原則10年以上とし、保存期間の満了後は県立公文書館に移管することとしている。
- ・公文書管理規則により、歴史資料として重要な文書は、文書館に引き渡すこととしており、新型コロナウイルス感染症対策に関する文書は、文書館への引き渡しの対象となる旨を庁内に通知した。
- ・「新型コロナウイルス感染症対策に関する公文書の移管方針」を定めており、同方針に基づき、公文書館への移管を行っていく。

⇒ 好事例をまとめ、情報提供。

【国に対し情報提供を希望する事項が多かった項目への対応】

- 「歴史的緊急事態」の対応に係る文書の取扱いについて
⇒ 新型コロナウイルス感染症対策に関する文書について、国の関係資料を情報提供。
- 行政文書の電子的管理について
⇒ 国の「基本的な方針」（平成31年3月）や、各種マニュアル等の資料を情報提供。
- 他の自治体に関する情報について
⇒ 公文書管理条例等の制定状況（全都道府県、全政令市、市区町村の93%）、公文書館等の設置状況（40都道府県、43市区町村）等を情報提供。
- その他（認証アーキビストや専門知識を有する人材に関する情報）
⇒ 認証アーキビストの認証状況や、国立公文書館の相談窓口、国の研修に関する資料等を情報提供。